

ス協第92号

令和6年4月24日

鳥取県知事 平井 伸治 様

公益財団法人鳥取県スポーツ協会
会長 林 昭男



令和5年度事業報告書(鳥取県立武道館)について

このことについて、鳥取県立武道館の管理運営に関する協定書第10条の規定に基づき別紙のとおり提出します。

令和5年度 事業報告書

施設名：鳥取県立武道館

指定管理者 公益財団法人鳥取県スポーツ協会

目次

1	管理運営の体制	1
	(1) 管理運営の組織	
	(2) 日常の職員配置	
2	管理業務の実施状況	2
	(1) 受付・案内業務	
	(2) 利用許可業務	
	(3) 利用調整業務	
3	委託・工事の発注	4
	(1) 委託状況	
	(2) 工事の発注状況	
	(3) 電力の調達状況	
4	自主事業の実施内容	5
	(1) 教室実施状況	
	(2) イベント実施状況	
	(3) 自動販売機設置状況	
	(4) 広告事業	
	(5) その他	
5	障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興	15
	(1) 障がい者及び高齢者（65歳以上）の雇用状況	
	(2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況	
	(3) 障がい者スポーツの普及振興等	
6	緊急時の対応	16
7	J-ALERTの取扱い	16
	(1) J-ALERTの点検業務	
	(2) J-ALERTを使用した訓練	
	(3) マニュアルの整備と危機異常時の対応	

8	保守管理の実施	17
	(1) 清掃	
	(2) 駐車場	
	(3) 除雪作業	
	(4) 喫煙スペース	
	(5) 消防	
	(6) 電気設備	
	(7) 警備	
	(8) その他の保守点検	
	(9) 保険	
	(10) 備品の管理	
	(11) リース契約	
	(12) 修繕	
	(13) 関係書類の整備	
9	収支状況	26
10	職員に係る雇用条件および労働状況	27
	別紙1	
11	利用者数および利用料金の収入状況	27
	別紙2	
12	その他	27
	(1) 利用者サービスの向上	
	(2) 鳥取県の施策への協力	
	(3) 新型コロナウイルス感染症対応	
	(4) 社会貢献活動	
	(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組	
	(6) PM2.5・黄砂の注意喚起	
	(7) 差別落書きの対応	
	(8) 職員研修	
	(9) 植栽管理	
	(10) その他	

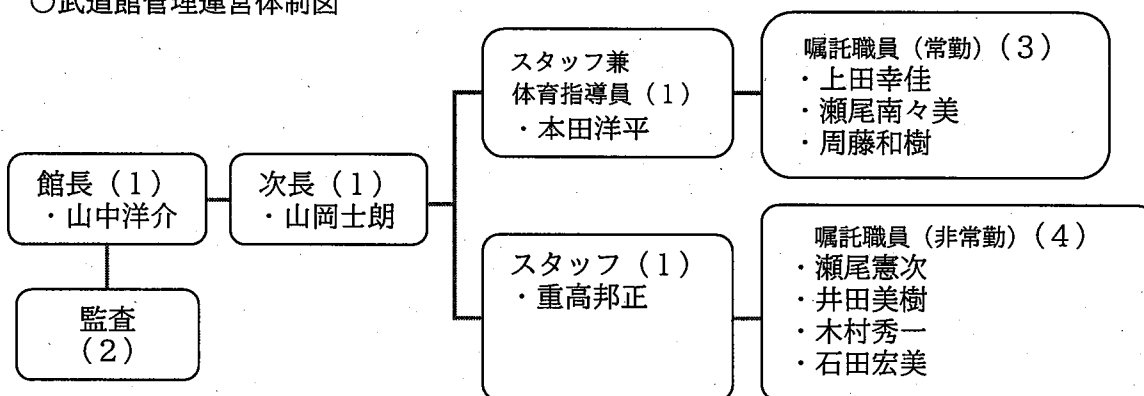
1 管理運営の体制

(1) 管理運営の組織

①実施体制

- ・施設の統括責任者として館長1名を配置した。
- ・管理運営責任者として次長1名を配置した。
- ・館長・次長の他に救命講習を修了した計5名の常勤職員（嘱託職員（常勤）含）、嘱託職員（非常勤）4名（毎日1～3名）を配置した合計11名で当館の管理運営業務を行った。
- ・監事（2名）による監査を年2回実施した。

○武道館管理運営体制図



②資格技術者の配置

ア 防火管理者（正職員）

甲種防火管理者1名（次長：山岡士朗）を配置した。

イ 電気主任技術者（委託可）

委託先：本田電気管理事務所（県内事業者）

委託期間：H31. 4. 1～R6. 3. 31

(2) 日常の職員配置

①標準的な職員配置の考え方

- ・施設の管理者として、原則的に館長または次長を管理事務室・受付に配置した（勤務のローテーションの関係で配置できない時間帯が生じる場合は、連絡できる体制をとった）。
- ・会計事務に精通した職員を管理事務室に常時配置した。
- ・開館時間中はいつでも利用料金の収受ができるよう、受付に常時2名以上配置した。
- ・トレーニング等に関して的確な助言や指導をおこなうとともに、スポーツ事故が発生した時に速やかに対処できるようにするため、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の有資格者を5名配置した。

【有資格者：4名】

資格名（旧資格名）	人数	職員名（競技名）
コーチ1（指導員）	1名	本田洋平（弓道）
コーチ2（上級指導員）	1名	瀬尾憲次（銃剣道）
コーチ3（コーチ）	2名	（柔道）山岡士朗、（器械体操）重高邦正

○施設の管理運営に特化した、上級体育施設管理士等の有資格者を2名配置した。

・加えて体育施設運営士1名を配置した。

【有資格者：3名】

資格名	人数	職員名
上級体育施設管理士	2名	山岡士朗、本田洋平
体育施設運営士	1名	重高邦正

○AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した（全職員受講済）。

受講講習名	実施日	人数	職員名等
普通救命講習（AED使用法含む） ※毎月実施（業務報告書に記載）	月1回	13名	全職員

○AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置した（全職員受講済）。

・普通救命講習（AED取扱い等）を施設内で指導できる職員を配置した。

資格名	人数	職員名等
応急手当指導員	1名	本田洋平
応急手当普及員	1名	重高邦正

○AEDを職員又は非医療従事者が常時使用できるよう管理した。

・毎日1回のバッテリーチェック等の日常点検を実施した（館内巡回時に実施、AED点検表に記載）。

○AEDを常時使用できるよう年1回定期点検した。

・上記の日常点検実施と同じ。

・AED本体はR1.12.4に機種交換（耐用期間：7年）を実施済。

2 管理業務の実施状況

(1) 受付・案内業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・利用者への応接、電話での問い合わせ等への対応について、迅速かつ適切に行った。
- ・施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、その内容を県へ随時報告した。
- ・県立施設予約システムによる利用者登録及び事前受付を適切に実施した。
- ・ネット予約を受付対応できるようにした。
- ・県が各種大会等で施設を利用する場合にあっては、随時受け付けた。

- ・年間利用調整会後、大規模利用時（武道大会、イベント等）については、施設長が認めたものに限り随時受け付けた。
- ・年間利用調整会後の専用利用の受付は、会議室及び研修室は利用月3ヶ月前の1日から、その他の利用（稽古会、練習会等）は利用月1ヶ月前の1日から受け付けた。
- ・一般利用の受付は、当日利用申し込みを受け付けた。
- ・利用料のキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）を推進し、受付を行った。令和5年度実績295件（令和4年度実績300件）（キャッシュレス業務報告書で毎月報告）。
- ・参加者利便性向上を目的として、イベント等の受付方法に、WEBフォームを利用した申し込み受付を行った。

(2) 利用許可業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「体育施設条例」という）第7条に基づき、利用の許可を行った。
- ・利用許可業務件数：令和5年度2,791件を実施（令和4年度2,853件）。
※利用許可件数の減少は、「とっとり施設予約サービス」活用による利便性向上により、複数日の利用申請が一度に可能となっているため、利用者の利用申請書提出負担が軽減したことによる。
- ・「とっとり施設予約サービス」活用による許可業務を新たに行った。
- ・「とっとり施設予約サービス」利用者には、新たにWEBシステム上でも許可書を確認可能とした。

(3) 利用調整業務

- ・「施設利用申込要領」により適正に実施した。
- ・翌年度の大会及びイベント等による利用については、毎年2月までに、各武道競技団体、県高等学校体育連盟、県中学校体育連盟、その他利用を希望する団体等を対象に、翌年度の年間利用調整会議を開催し、利用の調整を行っていたが、令和4年度につき、参集しての調整会は実施せず、利用希望団体と職員が個別に調整し、日程を決定した。
- ・県・国が主催する行事、参加者等の対象が中国地区規模以上になる大会又はこれに準ずるイベント等については、利用調整会議前であっても優先的に受け付けた。
- ・中国地区規模以上の大会及びイベント等の希望が重なった場合には、前年度8月に大規模利用調整会議を開催して利用の調整をおこなう。ただし、大規模利用調整会議は利用希望が重ならなかった場合には開催しない（令和5年度は大規模調整会実施な

し)。

【年間利用調整会議後の受付】

利用区分	受付方法
大規模利用時（武道大会、イベント等）	随時受付
研修会・会議	利用月3ヶ月前から受付
その他の利用（稽古会・練習会等）	利用月1ヶ月前から受付

3 委託・工事の発注

(1) 委託状況

業務名	業者名	契約期間	契約額 (円)	県内・ 県外の別	県外発注 した理由
清掃		H31.4.1~ R6.3.31	30,923,754	県内	
消防設備 保守点検		//	5,378,240	県内	
自家用電 気工作物 保安		//	1,745,820	県内	
警備		//	658,800	県内	
エレベ ーター保 守点検		//	704,916	県外	メーカーの 特約店契約 があるため
空調機 械設備等 保守点検		//	36,638,692	県内	
不燃物・可 燃物回収		//	395,280	県内	
自動扉保 守点検		//	1,125,450	県外	米子の管轄 エリアが松 江であるた め

(2) 工事の発注状況

業務名	発注方法	発注先（県内・県外）	県外発注する理由
なし			

(3) 電力の調達方法

調達業者名	契約期間	契約料金	選定方法
	H31.4.1~ R6.3.31	R5.4.1以降使用分 ①基本料金 金1,474円00銭(1キロワット、1月につき) ②電力量料金(1キロワット時につき) ・夏季 金31円35銭 ・その他季 金29円85銭 上記単価は消費税等相当額を含む	一般競争 入札

4 自主事業の実施内容

(1) 教室実施状況

●鳥取県スポーツ推進計画

- ・「鳥取県スポーツ推進計画(2019~2023)」の推進を目指し、様々な武道・スポーツの教室プログラムの提供を行った。

●武道・スポーツ教室の指導

- ・当館職員には武道(スポーツ)指導の有資格者がおり、初心者から上級者まで能力に応じたプログラムにより、専門的な指導を行った。
- ・職員のスポーツ指導に必要な資格取得を推進し、教室プログラムの充実を図った。
- ・教室の運営には安全が欠かせない。より高い技術指導をおこなうため、各武道連盟から委嘱された外部講師とは別に、開催教室の競技者等にボランティアスタッフとして登録し、教室の補助講師として活動してもらった。
- ・教室では武道の普及振興が大事な要素であり、各武道連盟の協力により、教室の目的達成にふさわしい優秀な指導者を派遣してもらった。

●武道・スポーツ教室のプログラム

武道に特化した教室はもとより、利用者のニーズに合わせた多様なプログラムを設定し、教室を開催した。

①武道系の教室(ワークショップ)

目的: 武道教室をつうじて体力・技術力・精神力の向上を図るとともに、礼節・勇氣・忍耐力を育み、武道を振興し、子どもたちの健全育成を目指す。

実施内容: 生涯スポーツとしての特性を活かした、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に対応した武道教室を実施した。子どもと大人と一緒に活動でき、親子で参加可能な教室プログラムも用意した。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
柔道 年長・小学生1 (水曜日)	年長小学生	217	4	40	R5.4~ R6.3	施設職員	年長・小学生 2,000
柔道 年長・小学生2 (金曜日)	年長小学生	237	4	40	//	施設職員	年長・小学生 2,000
柔道 中学生以上1 (水曜日)	中学生 高校生 学生 一般	184	4	40	//	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
柔道 中学生以上2 (金曜日)	中学生 高校生 学生 一般	222	4	40	//	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 初心者1 (水曜日)	年長小学生 中学生 高校生 学生 一般	322	4	40	//	施設職員	幼児 2,000 小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 初心者2 (金曜日)	年長小学生 中学生 高校生 学生 一般	254	4	40	//	施設職員	幼児 2,000 小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 経験者1 (水曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	351	4	40	//	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
剣道 経験者2 (金曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	539	4	40	//	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
弓道 未経験者1 (火曜日)	中学生 高校生 学生 一般	136	4	40	//	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
弓道 未経験者2 (木曜日)	一般	41	4	40	//	施設職員	一般 3,500

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
弓道 経験者1 (火曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	414	4	40	R5.4~ R6.3	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
弓道 経験者2 (木曜日)	一般	283	4	40	〃	施設職員	一般 3,500
弓道 未経験者3 (木曜日)	中学生 高校生 学生 一般	141	4	40	〃	施設職員	中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
弓道 経験者3 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	356	4	40	〃	施設職員	小学生 2,000 中学生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
空手道 初心者 (月曜日)	年長 小学生	608	4	40	〃	外部講師	幼児 2,000 小学生 2,000 中学生 2,000
空手道 中級者 (月曜日)	小学生 中学生	477	4	40	〃	外部講師	小学生・中学 生 2,000
なぎなた1 (火曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	95	4	40	〃	外部講師	中学生以下 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
なぎなた2 (金曜日)	年長 小学生 中学生 高校生 学生 一般	190	4	40	〃	外部講師	中学生以下 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
銃剣道1 (月曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	149	4	40	〃	施設職員	小学生・中学 生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500
銃剣道2 (木曜日)	小学生 中学生 高校生 学生 一般	175	4	40	〃	施設職員	小学生・中学 生 2,000 高校生 2,750 学生・一般 3,500

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
相撲1 (月曜日)	小学生 中学生	130	4	40	//	施設職員	小学生・中学生 2,000
相撲2 (土曜日)	小学生 中学生	172	4	40	//	施設職員	小学生・中学生 2,000
カンフー体操 1 初心者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	452	4	40	//	外部講師	中学生以下 2,000
カンフー体操 2 経験者 (土曜日)	年中 年長 小学生 中学生	466	4	40	//	外部講師	中学生以下 2,000

②運動・健康づくりの教室（ワークショップ）

目的：日常的に体を動かすことをとおして、体力・技術力・精神力の向上を図り、
運動機会の提供、充実、健康増進を目指す。

実施内容：親子でのスポーツ機会の充実、子どもの運動習慣定着、高齢者の健康増進
を図るための教室プログラムを行った。

教室名 (種目)	対象	延べ参加人数 (人)	期数 (期)	回数	実施期間	指導者	参加料 (円)
ストレッチ・ トレーニング 一般1 (火曜日)	一般	384	4	40	R5.4～ R6.3	施設職員	一般4,500
ストレッチ・ トレーニング 一般2 (木曜日)	一般	502	4	40	//	施設職員	一般4,500
ゆったり運動 (木曜日)	一般	250	4	40	//	施設職員	一般4,500
のびのび運動 (木曜日)	年中 年長 小学 1,2年	729	4	40	//	施設職員	年中・年長 2,500 小学生 2,500

③道具の取り扱い方や補修方法を学ぶ教室（クリニック）

目的：武道・スポーツで使用する道具等の修理・補修技術等を学び、武道・スポーツのさらなる理解と参加者の相互の交流を深めることを目的とする。

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、競技をおこなうための技術を指導する教室とは別に、道具の取り扱い方や補修の

方法等を学ぶことに特化した教室（クリニック）を実施した。

教室名 (種目)	対象	参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
弓道 クリニック	中学生 高校生 学生 一般	8	1	R 6. 3. 1 6	施設職員	1人 500

④短期開催型の武道（スポーツ）教室

目的：夏休みや冬休み等の長期の休みを利用した教室事業を実施することにより、
武道・スポーツ活動の習慣化と継続をうながし、競技力の向上を図る。

実施内容：各種武道・スポーツを専門とする職員が在籍していることを活かし、外部講師と協力して、短期集中型の武道・スポーツの合宿を実施した。

教室名 (種目)	対象	延べ 参加人数 (人)	回数	実施日	指導者	参加料 (円)
小学生 スポーツ 体操・体育合宿	小学生	80	1	R 5. 7. 2 8 ~ R 5. 7. 3 0	施設職員 外部講師	1人 6,000

(2) イベント実施状況

・「鳥取県スポーツ推進計画（2019～2023）」の推進及び武道の普及のため多くの事業を計画したが、工事の影響等から2事業を中止した。

（中止した2事業）

- ・鏡開き式（主道場・小道場床面工事の為中止）
- ・フリーマーケット（主道場・小道場床面工事の為中止）

●主催事業

①武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会（フリーマーケットは中止）

目的：各種武道を実施することにより、武道に親しみ、理解と興味を深め、県内の武道人口拡大を目的とする。また、県民一人ひとりが体力や年齢に応じ武道・スポーツに親しむことで、健康で明るい生活を営むことができることを目指す。

実施内容：武道11種目（柔道・剣道・弓道・空手道・なぎなた・少林寺拳法・相撲・銃剣道・合気道・居合道・武術太極拳）とユニバーサルスポーツ3種目（ボッチャ・モルック・ディスクゲッター）で体験ブースをつくり、いろいろな武道・スポーツを同時に体験してもらった。

実施時期：R 6. 3. 3 0

収 入：体験会は無料、フリーマーケットは中止のため無し

参加人数：合計326人

②空手道教室昇級審査

目 的：鳥取県立武道館空手道教室に参加する生徒を対象に、審査による昇級によって、参加者のモチベーション、技術等の向上を目的とする。

実施内容：外部から審査委員を招いて、昇級審査を1期につき1回、合計年間4回計画し、4回実施した。

実施時期：第1回 R 5. 6. 1 9 27人受審

第2回 R 5. 9. 1 1 23人受審

第3回 R 5. 1 2. 1 1 11人受審

第4回 R 6. 3. 1 1 20人受審

参加人数：合計81人

収 入：受審者1人につき500円×81人=40,500円

③ローソンカップ小学生柔道大会

目 的：鳥取県内の小学生を対象に、競技力の向上、正しい技術の習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全育成を図る。

実施内容：小学1年生から4年生までは学年別の男女混合、小学校5年生・6年生男子は学年別男子の部、小学校5・6年生は合同で女子の部として、7部門の個人戦を行った。

実施時期：R 5. 9. 1 0

収 入：1人500円×97名=48,500円

参加人数：選手97人

④ローソンカップ小学生剣道大会

目 的：鳥取県の小学生・幼児（年長）を対象に、基本を主眼として、剣道の正しい技術習得や心身の鍛錬を行うとともに、本県の将来を担う青少年の相互の親睦や健全な育成を図る。

実施内容：出場チームを低学年、高学年の各部門に分け基本判定を含めた団体の予選リーグおよび決勝トーナメントの大会を実施した。

実施時期：R 5. 1 2. 1 7

収入：低学年の部 1チーム(6名(補員含)) 3,000円×15チーム=45,000円
高学年の部 1チーム(6名(補員含)) 3,000円×20チーム=60,000円
※1チーム6名×1人500円として算出 合計105,000円
参加人数：選手180名

●公益財団法人日本武道館共催事業

鳥取県公立武道館協議会(鳥取県立武道館他13施設加盟)と公益財団法人日本武道館との共催により、中央から全国トップレベルの指導者を派遣いただき、武道・普及振興のための「地方青少年武道錬成大会」(2種目)、「地域社会武道指導者研修会」(4種目)を実施した。

⑤令和5年度鳥取県(鳥取市)地方青少年相撲錬成大会

目的：青少年錬成を通して健全育成を目指し、相撲の基本動作と技術を正しく身に付けることにより向上と発展に寄与する。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による県内中高生への実践指導基本練習、四股、すり足などの実技稽古等を行った。

実施時期：R5.6.16～18(会場：鳥取城北高校相撲場)

収入：参加料無料

参加人数：29人

⑥令和5年度鳥取県(米子市)地方青少年銃剣道錬成大会

目的：小学生・中学生・高校生を対象に、基本錬成を主眼とする銃剣道錬成大会を開催し、銃剣道の正しい指導のもとに、心身の練磨と相互の親睦を図り、青少年の健全な育成に資することを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による中国地区から参加した小学生、中学生、高校生への基本技、応用技などの反復錬成と試合稽古や講義を行った。

実施時期：R5.7.15～17(会場：鳥取県立武道館)

収入：参加料無料

参加人数：21人

⑦令和5年度鳥取県(鳥取市)地域社会柔道指導者研修会

目的：指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して柔道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：初心者の指導法や国際柔道審判規程の改正点の理解、正しい審判動作等の実技講習を行った。

実施時期：R5.9.23～24(会場：鳥取市武道館)

収 入：参加料無料

参加人数：34人

⑧令和5年度鳥取県（鳥取市）地域社会弓道指導者研修会

目 的：研修にて修練の目標をたて、正しき技術力を得ることを目指し、技術錬磨はもとより更なる指導力の強化を図り、後の修練・育成に生かすことを目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による射技及び体配指導。射技研修、持的射礼、一つの射礼等の射礼研修等による指導法や指導力向上の実践稽古を行った。

実施時期：R5.11.18～19（会場：鳥取市弓道場）

収 入：参加料無料

参加人数：34人

⑨令和5年度鳥取県（米子市）地域社会剣道指導者研修会

目 的：指導者の技量と指導力の向上及び審判技量の向上に資すると共に、初心者に対して剣道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による所作、礼法、着装及び動作の指導と審判法の理解。初心者に対しての指導法、基本動作、応用技の実践。

実施時期：R5.11.25～26（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：86人

⑩令和5年度鳥取県（米子市）地域社会銃剣道指導者研修会

目 的：指導者の技量向上と指導力の向上に資すると共に、初心者に対して銃剣道指導及び安全な指導の習得を目的とする。

実施内容：中央派遣講師及び地元講師による基本技・応じ技・応用技、形の指導。初心者に対しての基本技、安全な指導法等の習得を実践。

実施時期：R5.11.25～26（会場：鳥取県立武道館）

収 入：参加料無料

参加人数：22人

(3) 自動販売機設置状況

目 的：利用者のニーズに応じた自販機を設置することで販売を促進し、手数料を徴収することにより、指定管理料を減ずることを目的とする。

実施内容：利用者の利便性を図る目的で自動販売機を設置し、販売手数料を徴収した。

設置台数：15台

設置者選定方法：コンペティション方式により、鳥取県立武道館の自動販売機設置事業者を選定。選定方法等の詳細は、鳥取県立武道館自動販売機設置事業者募集要項による。

設置者	設置台数及び販売物品	設置期間
	清涼飲料水1台	H31.4.1～ R6.3.31
	清涼飲料水6台 アイスクリーム1台	〃
	清涼飲料水3台	〃
	清涼飲料水4台	〃

- ①ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは、販売しない。
- ②青少年に有害な書籍、玩具等は、販売しない。
- ③ゲーム機類は、設置しない。

(4) 広告事業

目的：鳥取県立武道館ホームページにバナー広告を掲載することにより、武道館の新たな財源を確保し、お客さまへのサービス向上及び地域経済の活性化、指定管理料を減ずることを目的とする。

実施内容：武道館ホームページに募集案内を掲載し、ホームページ掲載申込書により申し込むこととした。内容は、鳥取県広告事業実施要綱及び鳥取県立武道館ホームページバナー広告取扱要領による。

収入：12,000円×6件=72,000円

単位	金額(円)
1バナーにつきバナー広告用画像(リンク)を当館ホームページに掲載。 広告期間：R5.4.1～R6.3.31	12,000

事業者名	内容	広告期間	料金(円)
皆生タクシー株式会社	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ(一般常務旅客自動車運送業・タクシー) https://kaike.co.jp/	R5.4.1～ R6.3.31	12,000

事業者名	内容	広告期間	料金 (円)
三井別館	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/mitsuibekkan/	//	12,000
株式会社九櫻	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ https://www.kusakura.co.jp/	//	12,000
有限会社猪飼弓具店	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (弓道具製造・販売) https://ikai-kyugu.jp/	//	12,000
和風旅館三井	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/ryokan-mitsui/	//	12,000
芙蓉別館	・バナー広告用画像を当館ホームページに掲載。 ・リンク先企業ホームページ (旅館業) https://hpdsp.jp/fu-yo/	//	12,000

(5) その他

事業名：コピー・ファクシミリ利用提供

目的：鳥取県立武道館近隣にコンビニ等がなく、利用者のニーズも高いことから、コピー・ファクシミリの利用提供を行い、利用者の利便性を図った。

事業内容：コピー・ファクシミリの利用提供をおこなう。利用料金はコンビニ等の料金を参考に算出した。

収入計画

	単位	金額 (円)
コピー片面印刷 (白黒)	A4・B4サイズ1枚につき	10
	A3サイズ1枚につき	20

	単位	金額 (円)
コピー両面印刷 (白黒)	A4・B4サイズ1枚につき	20
	A3サイズ1枚につき	40
ファクシミリ	(送信) 1枚につき	30
	(受信) 1枚につき	10

5 障がい者、高齢者の就労機会の確保及び障がい者スポーツの普及振興

(1) 障がい者及び高齢者 (65歳以上) の雇用状況

①障がい者雇用状況

雇用数：0人

②高齢者雇用状況

雇用数：2人

主な業務内容：館内の巡回巡視、窓口受付業務、植栽管理業務等。

・障がい者団体等からの就労支援等も積極的に受け入れることとしていたが、令和5年度は受け入れ要請なし。

(2) 障がい者及び高齢者就労施設及びシルバー人材センター等からの調達状況

・障害者優先調達推進法の趣旨に則り、障がい者就労施設から年間6万円以上の物品調達を行った。

調達時期	調達物品	調達先の名称	調達数量	調達金額 (円)
R5.8.16	封筒 角形2号	社会福祉法人光生会 米子ワークホーム	500枚	13,970
R5.8.16	封筒 長形3号	社会福祉法人光生会 米子ワークホーム	1,000枚	13,970
R5.8.16	回数券 (一般) (チケット)	社会福祉法人光生会 米子ワークホーム	15冊	11,385
R5.11.17	回数券 (一般) (チケット)	社会福祉法人光生会 米子ワークホーム	30冊	14,982
R6.2.13	一般利用券 (チケット)	社会福祉法人光生会 米子ワークホーム	10冊	10,164

・調達件数合計：5件

・調達金額合計：64,471円

(3) 障がい者スポーツの普及振興等

①障がい者スポーツに係る施設管理・運営

- ・職員全員が施設の設置目的や関連規定について理解し、施設運営を行った。
- ・ユニバーサルデザイン化の推進により、障がい者に優しい施設づくりをすすめた。
- ・「鳥取県手話言語条例」、「あいサポート運動」、「鳥取県障がい者プラン」等を積極的に推進した。
- ・当館ホームページを障がい者も含むすべての人を対象としたウェブアクセシビリティの適正な確保に注力し、「誰にでも使えるサービス」を常に目指した。

②障がい者スポーツの理解

- ・「武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会」の開催により、ユニバーサルスポーツ体験を実施し、職員がディスゲッター体験ブース担当として対応した。

③障がい者スポーツ振興策

- ・ユニバーサルスポーツセンターノバリアに指導員派遣を要請し、「武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会」で3種目（ボッチャ・モルック・ディスゲッター）体験事業を実施した。

④障がい者スポーツ団体との連携

- ・鳥取県内の障がい者スポーツ競技団体等とパラスポーツ体験会やニュースポーツの大会等の誘致を行い、米子ロータリークラブボッチャ大会（西日本大会）が実施された。

6 緊急時の対応

- ・危機管理マニュアルの更新及び新規マニュアルの作成を行った。
- ・作成したマニュアルを電子化（PDF）し、職員がタブレット、スマートフォン等で確認可能とした。
- ・緊急連絡網を整備し、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備した。
- ・消防避難訓練（年2回）、普通救命講習（毎月）、通報訓練、J-ALERTの整備点検、シェイクアウト訓練等を実施した。
- ・令和5年度事故報告なし。所管課からの公表はなし。
- ・R4.3から新たに入館口2箇所と駐車場2箇所、計4箇所に防犯カメラを自己財源で設置し、不審者等の侵入及び徘徊、事故等を常時録画し、犯罪の抑止効果を含め、必要な時に確認ができるようにしている（R5警察への情報提供2件）。

7 J-ALERTの取扱い

(1) J-ALERTの点検業務

- ・毎月1回（第4水曜日14時）の導通点検を実施した（月の業務報告書に記載）。
- ・試験前の事前確認（J-ALERTの自動館内放送及びメール通知確認）を実施した。
- ・日常でのJ-ALERTのメール通知確認、週1回の日常点検（受信機画面の確認等）を実

施した。

- ・ J-ALERT 操作用パソコンの画面確認を実施した。

(2) J-ALERT を使用した訓練

- ・ 年4回実施される全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験（自動的に館内放送・メール送信等の試験）へ参加実施した。
- ・ 避難訓練時に J-ALERT を活用したシェイクアウト訓練を実施した。
- ・ 年2回実施される緊急地震速報訓練に参加し、シェイクアウト訓練や避難誘導経路などの確認を行った。

(3) マニュアルの整備と危機異常時の対応

- ・ 危機管理マニュアルに J-ALERT 発報時の対応を記載した。
- ・ 機器の異常発生時に、鳥取県危機管理局危機対策・情報課に異常の報告と復旧対応を依頼する（令和5年度は異常確認なし）。

8 保守管理の実施

(1) 清掃

①方針及び考え方

清掃業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

- ・ 当館職員も必要に応じ委託業者と一緒に清掃作業をサポートした。小道場（1）の畳を作業員と職員が連携して毎日早朝に消毒作業を実施した。
- ・ 鳥取県立武道館清掃作業仕様書に基づき実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・ 日常清掃

※道場等の床板の清掃については、平成29年5月29日付29施企第2号文部科学省通知「体育館の床板の剥離による負傷事故の防止について（通知）」に従って毎日実施した。

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
エントランス・階段・通路・エレベーター	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
更衣室・シャワー室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌等	毎日
トイレ	はきとり、ふきとり、ごみ収集、水まわりの除菌殺菌等	毎日

清掃箇所	作業内容	実施の頻度
事務室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
主道場・小道場・弓道場・相撲場	モップがけ、はきとり、設置備品・マット類の清掃等	毎日
研修室・会議室	ふきとり、掃除機吸引等	毎日
師範室・相撲場控室	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、ごみ収集等	毎日
用具庫	はきとり、ふきとり、掃除機吸引、備品の整理整頓等	毎日
外構部	ごみひろい、落ち葉ひろい、吸い殻清掃等	毎日

・定期清掃（1月を単位にして月1～6回おこなう清掃）

定期清掃項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ガラスクリーニング		●						●				
カーペット清掃												●
ワックス			●			●			●			●
シャワー室洗浄			●			●			●			

(2) 駐車場

①方針及び考え方

できる限り施設内外の清掃は職員でおこなうが、ボランティアやお客さまとも協力しながらごみ拾い等の清掃を行い、美観の維持に努めた。

②具体的な対応

- ・ごみひろい、落ち葉ひろい清掃等を職員及び委託業者等と一緒に毎日実施した。
- ・積雪時に駐車場を確保するための除雪作業等を実施した。
- ・駐車場に生じたクラック、陥没などの補修作業を必要に応じて実施した。
- ・駐車場事故等の確認に利用できるよう、R4.3に防犯カメラを2台設置した。

(3) 除雪作業

①方針及び考え方

冬場の積雪がある場合は、利用者の歩行・駐車に支障がでないよう除雪作業を行った。

②具体的な対応

- ・積雪がある場合は、歩行等に支障がでないよう駐車場通路等を職員で速やかに除雪作

業した（令和5年度5回実施）。

- ・多くの積雪があった際の駐車場の除雪は、隣接する米子ゴルフ場と連携を取り、スムーズな除雪を行い、駐車スペースを確保することとしている。（令和5年度1回依頼）。

（4）喫煙スペース

①方針及び考え方

当館は、鳥取県の禁煙施設認定制度により禁煙施設として認定されていることから、望まない受動喫煙が生じないように、敷地内を全面禁煙とした。

②具体的な対応

- ・R2.4.1から敷地内全面禁煙することとし、R2.1.18から、館内の貼り紙、当館ホームページ、SNS等により利用者へ周知した。また、関係団体への全面禁煙についての書類送付を実施した。
- ・R2.3.31の閉館をもって、喫煙所の完全撤去を実施した。
- ・敷地内での喫煙を発見した場合は、口頭で注意と説明を行い、理解を求めた。

（5）消防

①方針及び考え方

消防設備・機械設備等保守は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

- 建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づき、消防用防災設備仕様書にそった点検を実施した。
- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
 - ・年2回保守点検作業を実施した（7月・1月実施）。
 - ・年2回消防避難訓練を実施し緊急資材を確認した（8月・2月実施）。

（6）電気設備

①方針及び考え方

電気工作物保安業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

電気事業法に基づく保安規定及び自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書にそった点検を実施し、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。

○月次点検（2か月に1回）

絶縁監視装置による遠隔監視とする。絶縁監視装置による警報履歴リストを月次点検時に提出を受けた。

○年次点検（年1回）

3年に1回の停電点検、2回の無停電点検を行った。

○臨時点検

必要に応じて実施した（詳細は毎月の業務報告書に記載した）。

(7) 警備

①方針及び考え方

警備業務は、委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

②具体的な対応

- ・毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員による巡回・巡視を毎日5回以上実施した。加えて各利用団体の施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やし、より安心安全な施設を提供できるようにした。
- ・火災報知機等の警報装置が作動した場合は、すぐに火元の確認を行い、初期消火、避難誘導、消防への通報等迅速な対応ができるよう日ごろから訓練を行った。
- ・お客さまや地域住民とのコミュニケーションを図り、「聞く」・「見る」・「話す」という基本的な行動を誠実に実行し、防犯・防災における予兆、情報を見逃さないように努めた。

③火災に対する適切な対応

○火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置

- ・消防避難訓練（8月・2月実施）、救命講習実施時に避難場所、マニュアル等の確認を行った。
- ・消防避難訓練時に2号消火栓による放水訓練、通報訓練を行った。

○消防署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・年2回の消防避難訓練等の実施により、火災発見時の通報、初期消火、避難誘導が迅速に行えるよう訓練した。
- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施することにより、危険箇所の確認等をおこなう。加えて施設利用終了時に消毒作業を実施することで目視の回数を増やした。

④防犯に対する適切な対応

ア 警備委託

- ・警備委託に関しては、鳥取県立武道館警備業務委託仕様書による対応を実施した。

イ 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置

- ・巡回・巡視を毎日5回以上実施（大会、イベント等の開催時にはさらに巡回回数を増やす等）した。
- ・巡回・巡視実施時にあいさつや声掛け等を行った。

ウ 警察署又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

- ・緊急連絡網の点検・整備を実施した。また、上位者へ連絡が取れなかった場合についてもマニュアルを作成し対応できるようにした。

(8) その他の保守点検

①エレベーター

ア 方針及び考え方

エレベーター保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・安全最良の運転状態を維持するため、エレベーター保守点検作業仕様書による保守点検業務を行い、毎月の業務報告書により実施状況を報告した。
- ・職員や清掃委託業者が巡回・清掃時にエレベーターを確認し、異常等があればすぐに委託業者に連絡を取り対応した。
- ・異常が認められた場合等は、すぐに貼り紙、エレベーターの停止等の措置を行い、使用を中止した。

○遠隔監視

- ・モニタリング装置により、情報センターでの24時間継続で遠隔監視等を実施した。

○定期点検

- ・3ヶ月に1回技術員派遣による運航データの分析、機械装置の点検、清掃、給油、調整を実施した。

○職員による日常点検の実施

- ・エレベーターに搭乗して、異音等がないかチェック。子どもなどが遊びで搭乗しないよう注意喚起を実施した。

②機械設備等

ア 方針及び考え方

機械設備等保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

建築基準法、水道法、消防法その他関係法令及び基準に基づく保守を鳥取県立武道館機

械設備等保守点検業務仕様書概要による保守点検業務を行った（毎月の業務報告書により実施状況を報告した）。

○機械設備の年間保守点検実施内容

機械設備等 保守点検項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
吸収式冷温水発生器保守点検		●		●			●				●	
冷却塔保守点検（薬剤投与共）		●		●	●	●	●					
空調調和機保守点検		●					●			●		
空調・衛生ポンプ保守点検			●						●			
ガス式ヒートポンプパッケージ保守点検		●										
送風機保守点検					●							
ファンコイルユニット・ロスナイ保守点検		●					●	●				
除塩フィルターユニット保守点検		●					●	●				
空気吸込み用フィルター等の清掃保守点検		●					●	●				
中央監視盤・自動制御機器保守点検				●								
給湯ボイラー・貯湯槽保守点検						●						
給湯用受水槽・副受水槽（水質検査共）			●									
雑用水槽保守点検（薬注装置共）（水質検査共）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
冷却塔等の防錆点検	●											
吸収式冷温水発生機コイル洗浄		●										
冷温水管の防錆保守点検（防錆剤投与・水質検査共）		●		●	●			●	●		●	
噴水・池循環ポンプ保守点検					●	●						

③自動扉

ア 方針及び考え方

自動扉保守は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・委託業者により、年4回（6月・9月・12月・3月）点検を実施（毎月の業務報告書により実施状況を報告）した。
- ・職員が清掃（清掃委託業者含む）、目視による異常及び異音の確認等を実施し、異常があれば委託業者と連絡を取り、速やかに修理・復旧を行った。

④ゴミ収集

ア 方針及び考え方

不燃物・可燃物ゴミの収集業務は委託することがコスト的、技術的に効果的と認められるため、外部委託するとともに、施設管理について業者と共通認識を持つことにより、一体となった管理を行った。

イ 具体的な対応

- ・不燃物・可燃物ゴミの収集は、不燃物・可燃物回収業務仕様書による回収業務を行った。
- ・職員は排出するごみの量を減らす（紙は両面使用、ミスコピーを減らし裏面を使用等）よう心がけ、環境に配慮した取組、SDGs等を意識した業務を行った。

○可燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く週2回収集。

○不燃物

- ・実施方法：日曜日・祝日を除く2週間に1回収集。

(9) 保険

ア 方針及び考え方

下記の「施設所有（管理）者賠償責任保険（人格権侵害担保特約付帯）＋スポーツ災害補償保険」に加入し、万が一発生した対人事故・対物事故に対して備えた。

イ 具体的な対応

○保険加入状況

●対人1名1億円／1事故3億円

●対物1事故1億円

●人格権侵害 1名 50万円／1事故1,000万円／保険期間中1,000万円
--

○スポーツ災害補償保険(被災者1名につき)

●死亡・後遺障害 200万円／

●入院医療費補償保険金日額／2,500円

(10) 備品の管理

ア 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者に安全に安心して利用いただけるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等をおこなう。また、破損した備品の修繕は速やかに県へ要望を行った。

イ 具体的な対応

- ・備品台帳による数量等の確認、整理を行った。
- ・日常点検において、貸し出しする備品等は、「貸し出し備品確認表」に異常の有無を記載し、毎日の巡回時に目視・触診での点検を実施した。
- ・上級体育施設管理士等の有資格をもつ職員による設備・備品の点検整備（目視・触診）を徹底した。
- ・応急処置が可能なものは速やかに修繕（机のねじ交換、破れた箇所を縫製等）をおこなう。
- ・故障等で使用できなくなったものは、県に購入等を依頼した。

(11) リース契約

ア 方針及び考え方

リース契約は、指定管理期間に終わるようにし、業務に必要なものでリースが望ましいと判断されるものについて契約を行った。

イ 具体的な対応

- ・利用頻度が高く、業務に必要なものについてリース契約を行った。
- ・現在の契約状況は次のとおり。

○契約状況

リース名	期間	契約額（月額）
複写機（複合機）	H31.4.1～ R6.3.31	機械維持料金 5,000円（税別） コピー料金別途
多機能電話システム	R2.4.1～ R6.3.31	月額賃貸借料金 16,790円（税別）

(12) 修繕

ア 方針及び考え方

日常点検と定期点検を徹底することで、利用者が安全に安心して利用できるようにし、異常が発見された場合には、その場に近づかないよう注意喚起と応急処置等を行った。

イ 具体的な対応

- ・損傷又は不具合を発見した場合には、その場に利用者が立ち入らないようにする等の対策をしたうえで、職員で対応可能なものについては応急処置（電球交換、ラインテープによる軽微な床面剥離の研磨処置等）を実施した。
- ・職員で対応できないものについては、業者に依頼する等して迅速な復旧作業に努めた（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。
- ・軽微な修繕については、発見時に職員による応急処置を行い、安全に利用できるよう修繕を実施した。弓道場シャッターのグリスアップ2回、駐車場クラックのモルタル補修4回、床剥離面研磨10回、点字ブロック補修2回
- ・業者による修繕を必要に応じて行った（実施状況は毎月の業務報告書により報告）。

○日常点検

- ・毎日の巡回・巡視時に施設・設備の点検を行った。

○定期点検

- ・施設管理マニュアルにより、事務局職員立会いのもと、武道館職員により施設内外の点検を年間4回（4月、7月、10月、1月）行った。

(13) 関係書類の整備

ア 方針及び考え方

業務日誌、作業記録等の業務関係書類は、指定期間終了後5年間保管する。

イ 具体的な対応

- ・業務日誌、作業記録等の業務関係書類を日常的に整備し、適切に管理した。
- ・関係書類は過去2年分のものを事務室倉庫で保管し、3年を越える書類については用具庫に保管した。

9 収支状況

(単位：円)

	科目	金額	
収入項目	施設使用料収益	9,079,085	
	教室参加料収益	3,027,750	
	イベント収益	194,000	
	雑収益	357,480	
	自動販売機手数料	2,452,101	
	県委託料	指定管理料	69,937,300
		キャッシュレス委託料	6,564
収入合計		85,054,280	
支出項目	給料手当	18,231,062	
	賃金	3,167,576	
	福利厚生費	4,578,956	
	報酬	149,830	
	職員手当	6,508,434	
	旅費交通費	236,136	
	通信運搬費	369,879	
	消耗品費	2,191,753	
	修繕費	3,936,570	
	印刷製本費	763,982	
	燃料費	165,458	
	光熱水料費	15,373,932	
	賃借料	412,308	
	保険料	318,810	
	租税公課	3,710,936	
	報償費	1,002,087	
	食糧費	232,795	
	手数料	1,020,642	
	委託料	16,199,036	
	負担金補助	174,107	
広告費	58,080		
備品購入費	1,140,348		
支出合計		79,942,717	
収入合計 - 支出合計		5,111,563	

1 0 職員に係る雇用条件及び労働状況

別紙1「労働条件等報告書」

1 1 利用者数及び利用料金の収入状況

別紙2「利用者及び利用料金の収入状況」

1 2 その他

(1) 利用者サービスの向上

①専用利用申請書及び受付業務の電子化促進

- ・令和4年度から「とっとり施設予約サービス」のシステムを利用した利用許可書発行、領収書発行に変更し、令和5年度もワンストップで対応できるようにした。
- ・専用利用申請書はシステム登録者であれば提出を省略し、システムから申請書を提出できるよう対応した。
- ・インターネット等の扱いが苦手な方のために、紙ベースでの申請書提出も継続して行った。
- ・料金が自動計算されることにより受付時間が短縮され、料金計算ミスがなくなった。
- ・利用許可書はシステム利用者にはシステムから確認可能なように対応し、その他の利用者にはメールで申し込みのあったものにはメールでPDF化した許可書を送信し、窓口及びファクシミリでの申し込みには紙ベースで出力して対応した（即日対応）。
- ・窓口でのカード決済、電子マネー決済に対応し、不要な接触機会を減らすためにも電子決済を推進した。今後も対応範囲の拡大を検討していく。
- ・「とっとり施設予約サービス」によるネット予約受付を行った。

②利用料金の改定と新規料金の導入

- ・一般利用料金に6月定期を令和元年度から新規導入している。
- ・令和元年度から新たに武道・スポーツの利用に支障のない範囲で利用を促進するために、一部の営利目的の利用料金を値下げし、令和5年度は小道場で5件利用があった。
- ・作品展示やイベント会場として新規利用場所（エントランス・ホワイエ）の料金設定を行い、令和5年度は52件（ドローンサッカー体験会、進路研究セミナー等）の利用があった。

③広報の充実

- ・ホームページをリニューアルし、情報の見やすさ等の向上を図った。専用利用申込書やその他の申込書のダウンロードもスマートフォンで対応可能とし、最新の情報を発信するようこまめな更新を行った。
- ・ホームページに加え、SNS（Facebook及びInstagram）を利用した積極的な情報発信を行った（教室情報や館内情報、緊急情報等）。
- ・県立や市立の体育施設、文化施設へのポスター掲示やチラシ設置を行った。

- ・地域の民間スーパー等にポスター掲示を依頼した。
- ・米子市内、県西部の小学校等に教室、イベントチラシを配布し広報した（イベント参加者の多くはこのチラシ配布により参加（アンケート結果による））。
- ・武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会の PR の為、地域みっちゃく情報誌「こはく」にイベント案内を掲載した。

④アンケート実施による要望把握

- ・年4回の定期アンケート（6月、9月、12月、3月実施）は、異なる対象者（教室参加者、会議等の利用者、武道の利用者等）に実施し、幅広い世代と利用形態に応じた要望を把握した。
- ・令和5年度もイベント時の臨時アンケートを実施した。武道・ユニバーサルスポーツ合同体験会については、WEB フォームを活用してのアンケートを実施した。

⑤安全対策

- ・冬季に小道場（1）の畳が寒さで収縮することで生じる隙間を埋めるため、軟質のウレタン等で埋める処理を実施した。
- ・弓道場巻藁室に誤射による跳ね返りを防ぐため、跳ね返り防止ネットを増設した。
- ・弓道場近的射場に常設の武者窓では、誤射時の安全性が不十分であるため、寒さ対策、風雨雪の吹込み防止を加えた、より安全性の高いビニール製の武者窓を設置した。

（2）鳥取県の施策への協力

- ・鳥取県民の日（9月12日）の周知（ホームページや SNS での広報、のぼり設置やポスター掲示）と無料開放（当日と9月7日、8日）を実施した。
- ・とっとり子育て応援パスポート協賛店（ミルクのお湯提供、授乳室の無料利用、おむつ交換、トイレ無料等）
- ・鳥取県「感染対策宣言店」として登録した。

（3）新型コロナウイルス感染症対応

R5.5に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、大幅に制限を緩和したが、下記事項については5類移行後も継続実施した。

- ・入館口3か所及び各道場の入口にアルコール消毒液を設置した。
- ・入館口の3か所に非接触型の検温機を各2台、計6台設置し来館者の検温を行った。
- ・トイレに殺菌・消毒用の薬用ハンドソープを設置し、手洗いの励行を呼びかけた。
- ・事務室にビニールの間仕切りを設置し、正面職員の飛沫感染防止対策を実施した。

（4）社会貢献活動

- ・令和4年度までは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、米子市の中学生職場体験が中止されていたが、令和5年度に再開され、弓ヶ浜中学校2名、加茂中学校4名の職

場体験を受け入れた。

- ・スポーツ団体への協力として、依頼のあった大会等に職員（山中洋介、山岡士朗、重高邦正、本田洋平、周藤和樹、瀬尾憲次）を役員・審判員・監督等として派遣した（月の業務報告書に派遣日等を記載）。
- ・職員のボランティア清掃活動を行った。

(5) 省エネルギー・省資源・リサイクル等の取組

- ・鳥取県版環境管理システム（TEASⅡ種）に基づき、リサイクルペーパーの使用、ミスコピー紙の両面使用、ゴミ排出量の把握等を実践した。
- ・常設の暖房器具のない弓道場に、冬季にビニール武者窓を設置することにより、暖房効率の向上と雪の吹き込み防止による床面保護による長寿命化をはかった。
- ・夏場の冷暖房効率向上のため、事務室外にグリーンカーテンを設置した。
- ・夏季、冬季の冷暖房設定温度を下げる等して省エネに努めた。

(6) PM2.5・黄砂の注意喚起

- ・事務室前に当日のPM2.5等の数値を掲示し、健康被害への注意喚起を行った。
- ・数値が国暫定指針値に近いまたは超過する場合、SNSを通じて注意情報、警戒情報を提供した。

(7) 差別落書きの対応

差別落書きの未然防止のために、環境美化や巡回を徹底し、差別落書きが行われない環境づくりに努めた（令和5年度の差別落書き実績なし）。

(8) 職員研修

- ・常勤職員に年間2回の人権研修を義務付け、研修に参加した。

職員氏名	参加研修会名	開催日
山中 洋介	学校をカエル！だれが校則を決めるのか	7月21日
	えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー	12月1日
山岡 士朗	学校をカエル！だれが校則を決めるのか	7月21日
	わたしたちを取り巻く「アンコウシャスバイヤス」	12月2日
重高 邦正	「外国人と人権」	7月13日
	わたしたちを取り巻く「アンコウシャスバイヤス」	12月2日
本田 洋平	令和5年度あいサポーター研修公開講座	7月18日

職員氏名	参加研修会名	開催日
	「突然、僕は殺人犯にされた～ネット中傷被害を受けた10年間」	12月4日
吉本 幸子	「福祉の思想」の根を張ろう	10月28日
阿部 幸久	「外国人と人権」	7月13日
	えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー	12月1日
上田 幸佳	「人口減少時代を迎え人権尊重のまちづくりを考える」シンポジウム	10月23日
	令和5年度鳥取県スポーツ協会職員研修	3月13日
瀬尾 南々美	「外国人と人権」	7月13日
	わたしたちを取り巻く「アンコウシャスパイナス」	12月2日
周藤 和樹	学校をカエル！だれが校則を決めるのか	7月21日
	えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー	12月1日

・ 接遇研修等を研修計画にそって実施した。

(9) 植栽管理

- ・ 植栽管理（中低木・高木剪定、除草、芝サッチ除去等）は原則として職員が行い、外部委託経費を削減した。
- ・ 弓道場の芝刈り、薬剤散布は隣接する米子ゴルフ場に依頼した。
- ・ 植栽管理は下記の年間計画により実施し、気象条件や雑草の状態等を見て、除草回数を増減する等して臨機応変に対応した。

(10) その他

- ・ 武道館の情報提供ツールとして、道場側入館口にデジタルサイネージを設置し、イベント情報や新型コロナウイルス感染症対策情報等を掲載し、情報提供、注意喚起を行った。

(別紙1)

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤正職員(県職員等定年退職後再雇用)	
2 契約期間	有(1年)	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:有 (4)労働時間に係る協定の有無:無	
6 休日	・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 ・有給:特別休暇 ・無給:介護休業・育児休業	
8 賃金	(1)賃金 月給187,700円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(108.5/100)、12月(108.5/100)) (7)昇給 無 (8)平均給与月額 274,600円	
9 退職金	無	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

(別紙1)

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤正職員	
2 契約期間	無	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：有 (4)労働時間に係る協定の有無：有	
6 休日	・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして 指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇 は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 ・有給：特別休暇 ・無給：介護休業・育児休業	
8 賃金	(1)賃金 月給150,100円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領に よる。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(210/100)、12月(210/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 307,200円	
9 退職金	中小企業退職金共済制度	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

(別紙1)

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤正職員(本会定年退職後再雇用)	
2 契約期間	有(1年)	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:有 (4)労働時間に係る協定の有無:有	
6 休日	・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして 指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇 は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 ・有給:特別休暇 ・無休:介護休業・育児休業	
8 賃金	(1)賃金 月給187,700円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領に よる。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(108.5/100)、12月(108.5/100)) (7)昇給 有(時期4月) (8)平均給与月額 187,700円	
9 退職金	無	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

(別紙1)

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤嘱託職員(無期雇用)	
2 契約期間	無	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2)休憩時間45分 (3)所定労働時間を越える労働の有無:有 (4)労働時間に係る協定の有無:有	
6 休日	・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・2月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2)その他の休暇 ・有給:特別休暇 ・無休:介護休暇	
8 賃金	(1)賃金 月給143,500円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3)割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 21日 (6)賞与 有(時期6月(100/100)、12月(100/100)) (7)昇給 有(時期 4月) (8)平均給与月額 182,800円	
9 退職金	中小企業退職金共済制度	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

(別紙1)

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	常勤嘱託職員	
2 契約期間	有	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1) 午前8時30分から午後10時15分の間で 1日8時間週40時間の交代制勤務 (2) 休憩時間45分 (3) 所定労働時間を越える労働の有無：有 (4) 労働時間に係る協定の有無：有	
6 休日	・年末年始(12/29~1/3) ・年末年始以外の日で施設長が勤務を要しないこととして指定する日(4週間を通じ8日以上)	
7 休暇	(1) 年次有給休暇 ・暦年で与え、1年について20日 ・4月以降に新たに採用された職員のその年の年次休暇は、別表に定めている。 (2) その他の休暇 ・有給：特別休暇 ・無休：介護休業・育児休業	
8 賃金	(1) 賃金 月給143,500円以上 (2) 諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 鳥取県の通勤手当認定要領及び住居手当認定要領による。 (3) 割増賃金 鳥取県の職員の給与に関する条例による。 (4) 賃金締切日 毎月 末日 (5) 賃金支払日 毎月 21日 (6) 賞与 有(時期6月(70/100)、12月(70/100)) (7) 昇給 有(時期 4月) (8) 平均給与月額 168,700円	
9 退職金	無	
10 健康診断	健康診断を毎年1回行う	
11 その他		

(別紙1)

労働条件等報告書

項目	条件等	備考(※記載上の注意)
1 職種	非常勤嘱託職員	
2 契約期間	有(1年)	
3 就業の場所	鳥取県立武道館	
4 労働条件の提示書面	・嘱託職員就業規則 ・労働条件通知書	
5 勤務時間、休憩時間等	(1)午前8時30分から午後10時15分の間で 1日4～5時間週20時間以内の交代制勤務 (2)休憩時間 0分 (3)所定労働時間を越える労働の有無：無 (4)労働時間に係る協定の有無：無	
6 休日	無	
7 休暇	(1)年次有給休暇 ・6ヶ月間継続勤務した場合 所定の労働日数による	
8 賃金	(1)賃金 時間給880円以上 (2)諸手当の額及び計算方法 ・通勤手当、住居手当 なし (3)割増賃金 なし (4)賃金締切日 毎月 末日 (5)賃金支払日 毎月 10日 (6)賞与 有(時期6月(35/100)、12月(35/100)) (7)昇給 無 (8)平均給与月額 58,241円	
9 退職金	無	
10 健康診断	無	
11 その他		

区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
主道場	非営利	有料	1,543	1,876	5,360	1,910	3,600	2,486	3,423	1,847	3,694	0	603	4,189	30,531	
		減免	830	1,070	200	593	4	748	2	837	335	0	0	0	0	4,619
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	有料	1,543	1,876	5,360	1,910	3,600	2,486	3,423	1,847	3,694	0	603	4,189	30,531	
		減免	830	1,070	200	593	4	748	2	837	335	0	0	0	0	4,619
小道場	非営利	有料	2,098	1,798	2,210	2,297	2,053	2,815	2,831	2,237	2,235	1,804	1,479	2,050	25,907	
		減免	349	332	80	242	22	233	970	274	107	4	20	20	2,653	
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	0	90	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	有料	2,098	1,798	2,210	2,297	2,053	2,815	2,831	2,237	2,235	1,804	1,569	2,050	25,997	
		減免	349	332	80	242	22	233	970	274	107	4	20	20	2,653	
弓道場	弓道場	有料	980	500	480	680	602	2,021	1,369	434	202	720	1,035	1,625	10,648	
		減免	13	926	0	0	0	22	1,219	7	0	6	5	8	2,206	
	小計	有料	980	500	480	680	602	2,021	1,369	434	202	720	1,035	1,625	10,648	
		減免	13	926	0	0	0	22	1,219	7	0	6	5	8	2,206	
相撲場	非営利	有料	190	25	23	40	0	12	130	20	0	0	40	90	570	
		減免	0	150	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	250	
	営利	有料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	有料	190	25	23	40	0	12	130	20	0	0	40	90	570	
		減免	0	150	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	250	
研修室等	研修室	有料	897	871	1,483	1,306	1,521	1,306	1,308	1,135	1,054	716	1,067	1,206	13,870	
		減免	110	130	50	161	11	139	51	134	63	6	10	4	869	
	会議室	有料	581	872	1,117	1,051	1,057	714	753	1,228	568	778	1,081	1,151	10,951	
		減免	0	0	20	0	0	1	5	2	0	0	0	0	28	
	放送室	有料	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	4	
		減免	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
	師範室及び控え室	有料	326	231	401	380	290	311	314	319	205	231	292	366	3,666	
		減免	28	87	8	13	0	40	69	54	30	5	4	0	338	
	小計	有料	1,804	1,974	3,003	2,737	2,868	2,331	2,375	2,682	1,827	1,725	2,440	2,725	28,491	
		減免	138	217	78	174	11	181	125	190	93	11	14	4	1,236	
エントランス・ホワイエ		有料	0	210	16	120	80	40	600	0	1,300	120	0	6	2,492	
		減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一般利用 (シャワー利用含む)	有料	139	121	121	132	220	127	158	129	86	76	75	73	1,457		
	減免	123	96	117	179	134	150	143	97	120	63	96	129	1,447		
スポーツ教室	有料	744	800	782	887	746	777	733	769	495	592	681	558	8,564		
	減免	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
イベント		有料	0	0	27	0	0	393	0	0	441	0	0	346	1,207	
計	有料	7,498	7,304	12,022	8,803	10,169	11,002	11,619	8,118	10,280	5,037	6,443	11,662	109,957		
	減免	1,453	2,791	475	1,188	171	1,334	2,559	1,405	655	84	135	161	12,411		
	合計	8,951	10,095	12,497	9,991	10,340	12,336	14,178	9,523	10,935	5,121	6,578	11,823	122,368		
前年度利用者合計			7,897	9,402	11,122	8,026	5,689	8,130	9,748	8,963	7,397	4,996	7,376	7,869	96,615	
対前年比 (%)			113.3	107.3	112.3	124.4	181.7	151.7	145.4	106.2	147.8	102.5	89.1	150.2	126.6	

(単位:円)

当年度施設使用料収入額(A)	470,110	510,800	945,750	1,066,050	1,300,310	722,865	793,970	632,520	606,410	361,570	864,180	804,550	9,079,085
教室参加料収入額(B)	738,500	28,250	795,250	111,750	3,500	597,750	95,000	2,000	581,750	67,250	6,250	500	3,027,750
イベント収入額(C)	0	0	13,500	0	0	60,000	0	0	110,500	0	0	10,000	194,000
自動販売機手数料収入額(D)	0	172,374	212,490	312,926	239,330	245,951	179,161	242,758	204,895	196,507	143,457	302,252	2,452,101
雑収入額(E)	1,350	36,860	37,580	1,050	540	390	132,320	1,760	1,290	430	142,870	1,040	357,480
当年度収入額	1,209,960	748,284	2,004,570	1,491,776	1,543,680	1,626,956	1,200,451	879,038	1,504,845	625,757	1,156,757	1,118,342	15,110,416
前年度収入額	1,012,210	809,986	1,718,426	1,175,509	928,619	1,407,362	1,075,257	807,338	1,258,929	813,852	700,406	977,411	12,685,305
対前年比 (%)	119.5	92.3	116.6	126.9	166.2	115.6	111.6	108.8	119.5	76.8	165.1	114.4	119.1